

7-5 小規模店舗等改修費補助

補助対象となる対象者

- ・ 建築物を所有し、管理し、又は使用している方（個人又は中小企業者等）
- ・ 建築物又は敷地の所有者の同意を得ている方

補助対象となる建築物 ※個人住宅は対象外

- ・ 区内の建築物で、平成 21 年 9 月 30 日以前に建てられたものであって、平成 21 年 10 月 1 日以降にユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要な増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更を行っていない建築物
- ・ 下記の表に該当する用途(区分・種類)と規模の建築物又は建築物の部分

補助対象となる改修工事

- ・ ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準又は遵守基準に則した工事など
例) 店舗等の出入口幅 (80cm 以上) の確保、段差の解消、車いす使用者用便房の設置
- ・ 簡易工事 例) 出入口の簡易スロープの整備、出入口の段差部分に手すりの設置

補助金額 ※工事内容の組み合わせにより、補助金額が異なりますので、ご相談ください。(千円未満切り捨て)

① ユニバーサルデザイン推進条例の基準に則した工事

→改修に要する経費の1/2まで、かつ50万円以下

② 出入口の手すりの設置や簡易スロープなどの簡易工事

→改修に要する経費の1/2まで、かつ5万円以下

区分	種類	規模
医療等施設	診療所及び助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せて行うものを除く。)、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が 200㎡未満
物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	
飲食店	飲食店	
サービス店舗	サービス店舗 理容所、美容所、クリーニング取次店及びコインランドリー、旅行業を営む者の営業所、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が 1000㎡未満
集会施設	公会堂、集会場、冠婚葬祭施設等(世田谷区町会・自治会会館建設等助成金交付要綱(昭和63年4月1日施行)に規定する助成金の交付の対象に該当するものを除き、一の集会室の面積が200㎡未満のものに限る。)	
公衆浴場	公衆浴場	
集合住宅	共同住宅、寄宿舍、寮の共用部分(各住戸、各住室は対象外)	その用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満かつ20戸未満

担当 各総合支所街づくり課街づくり担当

(連絡先は106ページをご覧ください)